

富山県は「こどもまんなか社会」を推進しています。

ひとり親家庭を応援!! とみまる デジタルポイント

申込期限

令和7年

7/18(金)
まで

県内の

約800店舗で

食料品、生活用品等を
購入できます



このマークが
目印です

※一部利用できない店が
あります。アプリ内の
利用可能店舗をご確認
ください。

10,000円分

プレゼント

ポイントの受取りには、スマートフォンに「TOYAMA ONE Wallet」アプリのダウンロードが必要になります。
期間中、1家族につき1回の申込みに限ります。



スマートフォンを使用できない方には
生活応援セット(10,000円相当)をプレゼント

※応援セットの内容イメージ

対象

申請日において、県内に在住し、以下のいずれかを満たす方

- ①児童扶養手当受給者(対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和7年3月末に資格喪失となった児童扶養手当受給者を含む。)
- ②平成18年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で、公的年金の受給等により児童扶養手当を受給していないが、収入が①と同じ水準の方

申込
期間

令和7年7月18日(金)まで ※郵送は必着、インターネットは23時59分まで

申込
方法

インターネットまたは郵送にてお申込みください。

インターネット

- ①TOYAMA ONE Walletアプリのダウンロード
 - ②富山県ひとり親支援ナビ内の申請フォームに①のIDおよび各記載事項を入力の上、必要書類(本人確認書類・要件確認書類)の画像をアップロードしてお申し込みください。
- ＜富山県ひとり親支援ナビ内特設ページ＞
<https://hitorioyanavi-toyama.jp/support/1484/>



富山県公式財布・決済アプリ
「TOYAMA ONE Wallet」



iOSの方は
こちら



Androidの方は
こちら

郵 送

本チラシ裏面の申請書を記入の上、必要書類(本人確認書類・要件確認書類)を同封し、事務局まで郵送してください。

〒930-0094 富山市安住町2番14号 とみまるデジタルポイント申請受付事務局(北日本新聞開発センター内)

※申請内容に不備がある場合、事務局から連絡させていただく場合があります。

※申請から1ヶ月経過しても、とみまるデジタルポイントが付与されない、または、応援セットが届かない場合は、下記事務局までご連絡ください。

※事務局よりひとり親家庭応援事業に関する個別勧誘等の連絡(電話やメール、直接訪問等)は一切行っておりません。

事務局を装った詐欺の恐れがありますのでご注意ください。

※個人情報の取り扱いについて:申請書に記載された内容は、ひとり親家庭応援事業以外の目的に使用しません。

お申込み
お問合せ

とみまるデジタルポイント申請受付事務局 Tel.076-411-5576

〒930-0094 富山市安住町2番14号 北日本新聞社3F 株式会社 北日本新聞開発センター内
メールアドレス katei-ouen@kc1.co.jp

受付 平日(月～金) 11:00～19:00
時間 土 10:00～17:00/日・祝日休み

とみまるデジタルポイント申請書(請求書)

※郵送申請の場合、こちらをご活用ください
(WEB申込はこちらから→)

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 7 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	現住所(※1)	TEL(日中対応可能な連絡先)(※2)
	〒	

E-mailアドレス(※3)

- ※1 富山県在住者が申請可能です
※2 書類不備などがあった場合にご連絡させていただくことがあります
※3 事務局より「TOYAMA ONE Wallet」のID回答用のアンケートフォームを送付いたします

2. 申請対象者要件

以下のいずれか該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。
現在、事実婚状態である場合は、申請対象者要件に該当しませんので、ご注意ください。

支給要件	
☐	①児童扶養手当受給者 (対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより、令和7年3月末資格喪失となった児童扶養手当受給者を含みます。)
☐	②平成18年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で、収入が児童扶養手当受給者と同等(※3) 以下の該当する項目のチェック欄(□)にも『✓』を入れてください ☐ ア) 父母が婚姻(法律婚・事実婚)を解消した児童を養育している ☐ イ) 父または母が死亡した児童を養育している ☐ ウ) 母が婚姻(法律婚・事実婚)によらないで懐胎した児童を養育している ☐ エ) 父または母が障害(障害年金1級)の状態にある児童を養育している ☐ オ) 父または母が配偶者からの暴力(DV)に関する保護命令を受けた児童を養育している ☐ カ) 父母が離婚を前提に別居している児童を養育している

※3 収入が児童扶養手当受給者と同等であることを確認するため『簡易な収入額の申立書』(別紙様式)の提出をお願いします。

3. ポイントを受領できない場合(該当の方のみ『✓』を入れてください。)

☐	①障害等により、スマートフォンを使用できない(所持していない)方 ②①以外の経済的な理由等により、スマートフォンを所持していない方 ③その他、特別な事情がある方
--------------------------	--

※応援セットはヤマト運輸にて申請受付から3週間以内に上記現住所へ発送します。

応援セット受取希望時間帯			
	指定なし	14～16時	18～20時
	午前中	16～18時	19～21時

	置き配希望
--	-------

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ☐ ひとり親家庭応援事業の申請対象者要件に該当します。
☐ この申請は初めてです。
☐ 申請対象者要件に該当しないことが判明した場合は、受領したとみまるデジタルポイントまたは応援セットを返還します。
☐ 申請書や添付書類の不備等により、とみまるデジタルポイント提供または応援セット送付が完了せずかつ、令和7年7月18日(金)までに事務局が申請者に連絡・確認できない場合、とみまるデジタルポイントが提供または応援セットが送付されないことに同意します。

以下の必要書類「1本人確認書類」と「2 申請対象者要件確認書類」とも、チラシ表面記載の事務局まで郵送してください。

☐	1本人確認書類	以下のいずれかのコピー 申請者の運転免許証(裏面記載がある場合は裏面も)、マイナンバーカード(表面)
☐	2要件確認書類	以下①または② ①児童扶養手当の支給を受けている場合 (対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和7年3月末資格喪失となった児童扶養手当受給者を含みます。) ・「児童扶養手当証書」、「児童扶養手当手当額改定(令和7年4月分からの手当額改定)通知書」のいずれかのコピー ※富山市、高岡市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町在住の方は、 「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」のコピーでも受け付けます ※対象児童が18歳に達した日の属する年度が終了したことにより令和7年3月末資格喪失となった児童扶養手当受給者の方は、 「児童扶養手当資格喪失通知書」のコピーでも受け付けます(全部支給停止者の方は除きます) 【注意】受給資格者名や受給資格有効期限、通知日がわかるようにコピーしてください。 ②平成18年4月2日以降に生まれた子を養育するひとり親等で、収入が児童扶養手当受給者と同等である場合 ・A及びB A.申請者と児童の戸籍謄本(抄本)及び申請者・児童の属する世帯全員の住民票(続柄があるもの) ※児童扶養手当受給資格認定者で手当を全額支給停止となっている方は、 Aの代わりに「児童扶養手当支給停止通知書」のコピーでも受け付けます ※魚津市、黒部市、砺波市、南砺市在住の方で、「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」をお持ちの方は、 Aの代わりに「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」のコピーでも受け付けます 【注意】戸籍謄本(抄本)、住民票とも発行から1か月以内のものとしてください。いずれもコピー不可です。 【注意】「児童扶養手当支給停止通知書」の場合、受給資格者名や支給停止の期間、通知日がわかるようにコピーしてください。 【注意】「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の場合、受給資格者名や受給資格有効期限がわかるようにコピーしてください。 B.『簡易な収入(所得)額の申立書』(別紙様式)及び直近の給与明細書(コピー)、年金振込通知書(コピー)等の収入額が分かる書類 【注意】給与明細書については、申請者名や給与支給年月、給与支給総額、給与支給者がわかるようにコピーしてください。 【注意】年金振込通知書については、申請者名(年金受給者名)や年金支給額、通知日がわかるようにコピーしてください。 【「3の申請対象者要件②のエ)～カ)に該当する方」や「対象児童全てと別居されている場合」】 ・別途追加書類が必要となります。 詳しくは、事業案内HP (https://hitorioyanaavi-toyama.jp/support/1484/) をご確認ください。

個人情報の取り扱いについて: 申請書に記載された内容は、とみまるデジタルポイント提供または応援セット発送以外の目的に使用しません。